

千葉県農業農村整備事業情報共有システム実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、千葉県が発注する農業農村整備事業に係る建設工事(営繕工事を除く)において、情報共有システムを実施するに当たり、必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。

なお、主任(監理)技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

(3) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員(総括監督員、主任監督員、監督員)を主に指す。

なお、検査監や発注担当職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(4) 工事帳票

本実施要領における工事帳票とは千葉県農林水産部耕地課が制定した土木工事共通仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる工事打合せ簿等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、情報共有システムで処理した工事打合せ簿等も「書面」として認められる。

紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事打合せ簿等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の記名(署名または押印を含む)と同等に記録されている必要がある。

(情報共有システムの対象工事)

第3条 対象は、原則、全ての工事とする。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

また、別紙1「特別仕様書記載例」を参考に情報共有システムの活用について明示する。

(対象とする工事帳票等)

第4条 情報共有システムで対象とする工事帳票等は、別紙2「情報共有システム対象書類一覧表」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

(対象とする工事帳票等の決裁)

第5条 対象とする工事帳票等の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理を行った工事帳票等は、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施に当たっては、別紙2「情報共有システム対象書類一覧表」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

(工事完成時の工事帳票等の納品)

第7条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に「電子納品運用ガイドライン（案）〔農業農村整備事業編〕」（千葉県農林水産部耕地課制定）に基づき電子納品を行うものとする。

(情報共有システムの選定)

第8条 使用できる情報共有システムは、次の各号に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(最新版)」の必須機能を満たすもの
- (2) 第4条に定めた工事帳票について、対応可能なもの
- (3) システムの操作研修及び相談窓口の利用が可能なもの

2 使用する情報共有システムの選定に当たっては、前項の規定に基づき、受発注者協議により決定するものとする。

(情報共有システム利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び使用料)は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれる。

(利用上の留意点)

第10条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- (1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化

情報共有システムの効果を発現させるため、情報共有システム提供者からID・パスワードを入手した上で情報共有システムを利用し、情報共有システムの利用を習慣化するものとする。

(2) ID・パスワードの管理の徹底

ID・パスワードが第3者に渡ると、工事帳票の漏洩や、改ざんなどの恐れがあるため、利用者は、ID・パスワードの管理を徹底するものとする。

(3) フォルダ構成の統一

受注者は情報共有システム内のフォルダ構成を「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を参考とし、統一するものとする。

(4) 通信環境の整備

発注者及び受注者はデータ量の多い工事帳票も適切に処理できる通信環境を用意するものとする。

(情報漏えい等の防止)

第11条 利用者は、当該工事に関する情報及び個人情報等の保護について適切に実施するものとし、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行うものとする。

なお、受注者は情報共有システム契約終了前に必要なデータの移管を完了し、発注者に確認のうえ、当該工事に関するデータを削除すること。

(その他)

第12条 本実施要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年8月30日から適用する。

(参考) 特別仕様書記載例

[すべての工事]

第〇〇条 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

実施に当たっては「千葉県農業農村整備事業情報共有システム実施要領」に基づくものとする。